

宮古島市スポーツ推進計画

【概要版】



平成27年7月
宮古島市
宮古島市教育委員会

計画策定の目的



国においては、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年振りに全面改正し、平成23年に「スポーツ基本法*1」を公布するとともに、平成24年には「スポーツ基本計画*2」を策定されました。

スポーツ基本法第10条では、スポーツ基本計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）を定めることが求められており、沖縄県では平成25年3月に「沖縄県スポーツ推進計画」を策定し、県、市町村、スポーツに関わるすべて人や団体が一体となって取り組むべき方向性を示しています。

本市においても、スポーツの果たす社会的な価値、文化的な価値を確認したうえで、国や沖縄県のスポーツ関連部署と連携を図り、宮古島市を取り巻く社会環境の変化や地域の課題に対応するために、新たなスポーツ推進の基本計画「宮古島市スポーツ推進計画」を策定します。

本計画においては、本市の特徴である地理的・自然的条件とスポーツ資源を有効に活かし、「スポーツアイランドの推進（スポーツを活用した人材育成と交流促進を基本とした地域活性化の実現）」と「生涯スポーツの充実（市民それぞれの体力や年齢、目的に応じて気軽にスポーツに親しむことができる環境の実現）」、「競技スポーツの充実」を目指します。

*1 スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにした計画で、スポーツ界の透明性の向上、公平・公正性の向上の要請や障がい者スポーツの発展など、現代的な課題を踏まえるとともに、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

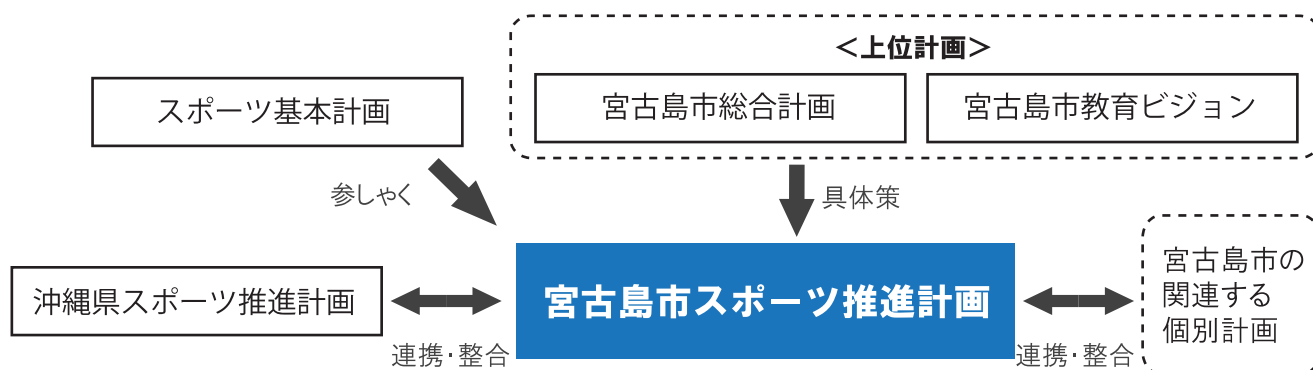
*2 スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学省が平成24年3月に策定した、国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す計画。国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられている。

計画の位置づけ



本計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、スポーツ基本法の理念に則り、「スポーツ基本計画」を参しゃくするとともに、「沖縄県スポーツ推進計画」との整合性に留意して策定するものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「宮古島市総合計画」におけるスポーツ分野の部門別計画として具体的な取り組みの方向性を示し、各種関連計画との連携・整合を図りつつ、スポーツ関連施策の総合的な推進を図るための計画として位置付けます。



期間



本計画の期間は、策定から概ね8年間（平成27年度～平成34年度）とします。

本計画においては、8年間を通した目指す将来像、基本方針を定め、今後5年間に計画的に取り組む施策を定めることとします。ただし、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直しが行われた際には、それらと整合性を図り、本計画の適宜見直しを行います。

スポーツアイランド宮古島 ～スポーツがもたらす多様な価値の創出と活用～

本市のスポーツ振興の戦略として20年以上を掲げ、市民への認知度も高い「スポーツアイランド」を活かし、本市の現状や課題、社会的ニーズ、特徴を踏まえて、宮古島のスポーツ振興として目指すべき将来像を「スポーツアイランド宮古島～スポーツがもたらす多様な価値の創出と活用～」とします。

スポーツは、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持増進などに重要な役割を果たすとされており、豊かな心を育むことができます。また、スポーツは、交流人口を拡大させ、地域活性化を図ることができます。

このようにスポーツには多様な価値があります。本計画では、さらに、本市の特徴を活かし、スポーツがもたらす価値を創り出し、活用することで、市民、スポーツ関係団体、行政などが連携・協働してスポーツを楽しめる「スポーツアイランド宮古島」を目指します。

基本方針

目指すべき将来像の「スポーツアイランド宮古島」の実現に向けて、5つの基本方針を設定します。さらに、本計画の期間中に、特に重点的に取り組むべき基本方針として「方針1 子どものスポーツ活動の推進」と「方針3 競技スポーツの充実」を定めます。

方針1 子どものスポーツ活動の推進

～やらび（子ども）のスポーツ環境づくり～

重点

方針2 生涯スポーツの推進

～スポーツでニコニコがんずう（心身の健康）づくり～

方針3 競技スポーツの充実

～ずみ・やぐみ（最高・すごい）スポーツづくり～

重点

方針4 スポーツを活用した地域活性化

～スポーツでかぎすま（きれいで住みよい島）づくり～

方針5 住民が参画・運営するスポーツ環境の整備

～みゃーくびとぅ（宮古の人）のスポーツ環境づくり～

施策体系図

将来像 基本方針 施策の柱

スポーツアイランド宮古島

— スポーツがもたらす多様な価値の創出と活用 —

方針1

子どものスポーツ活動の推進
～やらびのスポーツ環境づくり～

- 1-1 幼児期からの運動の定着
- 1-2 学校体育の充実
- 1-3 子どものスポーツを支える人材・体制づくり
- 1-4 スポーツ施設の整備・活用
- 1-5 団体・組織との連携・協力

方針2

生涯スポーツの推進
～スポーツでニコニコがんずづくり～

- 2-1 成人のスポーツ活動の充実
- 2-2 高齢者の健康と体力維持
- 2-3 障がい者のスポーツの推進
- 2-4 誰もが利用しやすいスポーツ施設の充実
- 2-5 運動・スポーツ活動をサポートする人材・組織の育成・活用
- 2-6 ライフステージに合わせた情報発信

方針3

競技スポーツの充実
～ずみ・やぐみスポーツづくり～

- 3-1 競技者の発掘
- 3-2 競技者の育成・強化
- 3-3 競技スポーツを支える人材・体制の育成
- 3-4 スポーツ医科学の活用

方針4

スポーツを活用した地域活性化
～スポーツでかぎすまづくり～

- 4-1 スポーツイベントやキャンプの誘致
- 4-2 スポーツツーリズムの受け入れ施設の整備
- 4-3 スポーツツーリズムの受け入れるための人材・体制の整備
- 4-4 トップアスリートと地域の交流の促進
- 4-5 市内外に向けたスポーツツーリズムに関する情報発信

方針5

住民が参画・運営するスポーツ環境の整備
～みゃーくびとぅのスポーツ環境づくり～

- 5-1 総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援
- 5-2 スポーツ施設の管理・運営
- 5-3 地域人材の育成・活用
- 5-4 地域人材を活用するための情報発信



基本施策

親子で身体を動かす「遊び」に親しむ機会の提供 / 子どもが安心して活動できる場所の確保

スポーツ事故の防止教育の推進 / 全国・広域レベルの大会への参加支援

教員の資質の向上 / 武道等の伝統文化指導者の確保 / 幼児期の運動遊びの指導ができる人材の育成

学校体育施設等の安全性の確保とバリアフリー化の促進 / 運動部活動の公共スポーツ施設（特定施設）利用の促進

学校体育関連事業との連携 / 放課後子ども教室との連携 / 学校と総合型クラブの連携・協力

多様なスポーツプログラムの開発・活用 / スポーツイベントの活性化 / ワークライフバランスの普及・啓発や健康指導の充実

高齢者向けのスポーツ大会や健康イベント等の提供 / 情報交換と健康づくり啓発

障がい者スポーツの理解教育の促進

既存スポーツ施設の充実と有効活用 / ウォーキング・ジョギングコースの設定 / 県営公園の整備 / 学校体育施設の共同利用の促進 / 企業等が所有するスポーツ施設の有効活用

スポーツ指導者の確保・活用 / 迅速な救命活動を行える人材の確保 / 健康増進に関する専門性の高い指導者の確保・育成

対象者に合わせて多様なメディアの活用

競技人口の拡大 / ジュニア選手の発掘 / トップアスリートとのスポーツ交流の推進

ジュニア選手の強化・育成 / 全国・広域レベルの大会への参加支援 / 専門指導による講習会及び実技指導の推進 / 一流の競技スポーツにふれる機会の充実

地域における循環型の指導者育成スタイルの確立 / 競技指導者の育成支援 / 競技力向上推進体制の強化 / 各スポーツ競技団体の支援

スポーツ医科学サポートの活用 / スポーツ医科学を活用したトレーニング設備等の整備

合宿やキャンプの誘致 / 大規模な大会やイベントの誘致 / 地域の特徴や資源を活用した大会やイベントの誘致 / スポーツと連動した観光振興による市内経済の活性化

大会等のスポーツコンベンション施設の整備 / スポーツ合宿や交流ができる施設の整備 / 施設の維持管理

スポーツツーリズムの受け入れ体制の構築 / スポーツツーリズム推進のための多様な人材確保・育成 / スポーツイベントの運営組織の構築

トップアスリートによるスポーツ教室等の交流の促進 / トップアスリートや高度指導者による指導者講習会等の促進

スポーツイベントの情報発信

設立準備会の発足支援 / 総合型クラブの設立支援 / 総合型クラブの運営財源の確保の支援 / 総合型クラブの自立的な運営を支える人材の育成

利用者のニーズに応じた管理運営 / 市民との協働による施設の維持管理の検討 / 施設利用者による美化活動の推進 / 公共施設利用予約システムの導入

スポーツ推進委員の確保と育成 / 健康づくり推進員の資質向上

総合型クラブの認知度の向上

1. 子どものスポーツ活動の推進＜目標指標と施策内容＞

生涯を通じての豊かなスポーツライフのために、子どもの時期から十分な体力と運動能力を養うことが重要です。子どものスポーツ機会を向上させるために、子どもがスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができる環境を目指します。

目標指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
運動をしない子どもの割合	小学校男子 12.3%	小学校男子 4.3%
	小学校女子 19.2%	小学校女子 7.6%
	中学校男子 6.0%	中学校男子 5.1%
	中学校女子 17.1%	中学校女子 15.9%
		(平成26年 全国平均値)

1-1 幼児期からの運動の定着

幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなることから、主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動の定着を図ります。

親子で身体を動かす「遊び」に親しむ機会の提供

国が策定した幼児期運動指針^{*3}に基づき、家庭や地域での運動とともに保育園や幼稚園においても身体を動かす運動遊びに取り組みます。また、親子で楽しめるスポーツを紹介する教室等を開催し、実際に体験してもらうことで、身体を動かす「遊び」に親しむきっかけや楽しむ機会を提供します。

子どもが安心して活動できる場所の確保

安心・安全に幼児が身体を動かす「遊び」ができる場所を提供します。

1-2 学校体育の充実

児童生徒の健やかな体を育むために、運動部活動を含む学校での体育活動の充実を図るとともに生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を図ります。

スポーツ事故の防止教育の推進

学校の体育活動を安心して行うために、教員及び子どもを対象に、スポーツ医学^{*4}を活用したスポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及や啓発活動を行います。

全国・広域レベルの大会への参加支援

運動部活動が全国や広域レベルの大会へ参加する場合、児童及び指導者の交通宿泊費などの一部を支援します。

*3 運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な運動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指す文部科学省の指針。

*4 運動・スポーツ活動を生理学的、体力的、心理学的に、栄養学的、病理学的な面からとらえ研究する学問であり、これらの知識や研究成果を運動・スポーツの現場に応用し、運動・スポーツ活動の機能的能力の増進維持、競技力の向上を図る。

*5 学校の運動部活動を、教員以外の専門的知識と技術をもって指導する指導者。専門的指導技術を持つ教員がなく、部活動指導に困難な場合などに、地域のスポーツ指導者などが学校から依頼を受け指導している。

*6 障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的な障がいを取り除いた状態をいう。

*7 年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等の人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そして、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

*8 小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ・文化活動等。



1-3 子どものスポーツを支える人材・体制づくり

体育・保健体育の授業の充実を図るために、子どもの発達段階に応じた教職員の指導力の向上に取り組みます。また、本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、外部指導者*5の活用等により、運動部活動の活性化に努め、学校の教育活動全体を通じて、スポーツの楽しさや喜びを獲得しつつ、児童生徒の体力向上への取組を推進します。

教員の資質の向上	体育の授業や運動部活動の充実と安全の確保のために、研修会や実技講習会等を充実させ、教員の指導力の向上を図ります。
武道等の伝統文化指導者の確保	外部指導員やサポーター等を活用し、児童・生徒の競技力向上や体育授業の活性化を図ります。本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、外部指導者の活用に努めます。
幼児期の運動遊びの指導ができる人材の育成	子どもの体力向上や運動習慣を根付かせるために、発達に即した幼児期の運動遊びの指導方法を身に付けた保育者等の育成を図ります。

1-4 スポーツ施設の整備・活用

円滑な学校運営と児童生徒の健やかな体をはぐくむ安全で快適な施設環境の確保のために、耐震化、バリアフリー化*6などの学校体育施設の充実を図るとともに維持管理や維持補修に努めます。また、運動部活動などの教育活動の強化のために、公共スポーツ施設（特定施設）の利用促進を図ります。

学校体育施設等の安全性の確保とバリアフリー化の促進	子どもたちが安全にスポーツを楽しむ場を提供するために、スポーツ施設の整備や点検を行うとともに老朽化した施設の改修を検討します。また、誰もが快適にスポーツに親しめる場を提供するため、社会福祉協議会等による助言を受けながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン*7の整備を促進します。
運動部活動の公共スポーツ施設（特定施設）利用の促進	中学校、高校の運動部の活動場所として、公共スポーツ施設（特定施設）の利用を促進します。

1-5 団体・組織との連携・協力

市体育協会などの体育関連団体や放課後子ども教室*8、総合型クラブなどと連携・協力して、地域全体でスポーツ環境や指導環境を充実させ、子どものスポーツ機会の創出を図ります。

学校体育関連事業との連携	県や関連団体等が実施している学校体育・スポーツに関する多様な事業との連携を図ります。
放課後子ども教室との連携	スポーツを遊びとしてとらえ、子どもに体を動かすことに興味を持ってもらうことを目指します。市内の小学生を対象にした放課後子ども教室と連携したスポーツ活動や文化活動などの体験活動や、地域住民との交流活動等を行います。
学校と総合型クラブの連携・協力	地域で多様な運動やスポーツに取り組めるように、学校と総合型クラブが連携・協力します。

2. 生涯スポーツの推進＜目標指標と施策内容＞

ライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでも個人の体力や年齢・目的に応じて安全に気軽にスポーツに親しみ、体力の向上と健康保持増進を図ることのできる環境を目指します。

目標指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
成人のスポーツの実施(週1日以上)割合	48.0%	65%
市内の公共スポーツ施設の利用者数	150,000人	200,000人

2-1 成人のスポーツ活動の充実

仕事や家事・育児の合間に行える短時間の運動や、体力がない人でも始められる負荷の軽い運動などの多様なスポーツプログラムやスポーツイベントを開催することにより、気軽にスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。また、スポーツを通じた交流により、スポーツ活動への参加が、張りのある生活に結びつく機会の充実を図ります。

多様なスポーツプログラムの開発・活用	仕事や家事が忙しく、スポーツから一度離れてしまった人たちも再びスポーツを始められるよう、手軽にできる負荷の軽いスポーツや初心者向けのプログラムを提供します。
スポーツイベントの活性化	砂地を利用した浜競馬や宮古角力など、新旧おりませたスポーツや誰でも気軽に参加できるレクリエーションなどを取り入れ、市民の健康増進に寄与することを目的としたサニツ浜カーニバルなどの、市民が参加しやすい既存のイベントの活性化を図ります。
ワークライフバランス*⁹の普及・啓発や健康指導の充実	働き方の見直し、運動・スポーツの機会創出につなげるために、ワークライフバランスの普及啓発を図ります。

2-2 高齢者の健康と体力維持

高齢者がスポーツ活動を楽しむことで、生きがいのほか、健康の保持増進・体力の維持などにも寄与されることから、高齢者も楽しめるスポーツや健康づくりの普及展開に努めるとともに、関連団体等と連携して、健康づくりに向けた意識の啓発を図ります。

高齢者向けのスポーツ大会や健康イベント等の提供	多くの高齢者が社会参加や仲間づくり、世代間交流、健康づくりにつなげるため、高齢者に体力に合わせたスポーツ大会やイベント等の開催を検討します。
情報交換と健康づくり啓発	老人クラブ連合会等の高齢者関係団体と連携・協力し、運動・スポーツに関する情報交換を行います。

2-3 障がい者のスポーツの推進

障がい者の社会参加や自立に向けたリハビリテーション、体力の維持とともに競技スポーツとして広く市民に理解を促すために、障がい者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障がい者スポーツの振興を図ります。

障がい者スポーツの理解教育の促進	障がい者スポーツへの理解を深めるため、職員・スポーツ推進委員等、障がい者スポーツに携わる人々を対象に障がい者スポーツの理解教育を行います。また、障がい者支援団体等と連携して、障がい者と健常者がともにスポーツに親しめるよう、障がいのある人も、ない人も参加するスポーツ交流会の実施を検討します。
-------------------------	---

2-4 誰もが利用しやすいスポーツ施設の充実

市民が地域でスポーツに親しみ、市民の健康増進や交流につなげるために、誰もが安全で気軽に利用しやすいスポーツ環境を整備します。

既存スポーツ施設の充実と有効活用	既存のスポーツ施設の設備や運営を充実させ、いつでもどこでもスポーツに親しめる環境を整えます。
ウォーキング・ジョギングコースの設定	時間の制約なくウォーキング・ジョギングコースを各地域に設置することを検討します。特に、市内の公園内に安全にウォーキング・ジョギングができるように整備を行います。
県営公園の整備	宮古島市の優れた自然環境と景観を保全し、地域の人々の日常レクリエーション利用から観光や多彩なイベント・スポーツ利用など幅広い用途に柔軟に対応できる公園づくりに取り組みます。
学校体育施設の共同利用の促進	身近なスポーツ・交流の場を活用し、市民のスポーツ促進を図るために、市民への学校体育施設の開放を促進します。また、施設利用者のニーズに応じて、用具等の充実を図ります。
企業等が所有するスポーツ施設の有効活用	市民が利用できるスポーツ施設拡充のために、ホテルなどの民間企業等が所有するスポーツ施設を、積極的に市の事業等で活用するための協議・検討を行います。

2-5 運動・スポーツ活動をサポートする人材・組織の育成・活用

市民のニーズに応じた指導ができる人材の育成することを目的とし、地域で活動するスポーツ指導者などの育成及び活用を行います。また、市民の健康増進や競技者の安全性の確保のための専門性の高い人材を確保します。

スポーツ指導者の確保・活用	学校体育活動や運動部活動の充実と安全性の確保のために、優秀な教員や指導者の確保・育成に努めます。
迅速な救命活動を行える人材の確保	競技者の安全性の確保やスポーツ事故防止のために、指導者や施設管理者を対象に講習等を行い、救急救命に関する活動ができる人材の確保・育成を行います。
健康増進に関する専門性の高い指導者の確保・育成	健康増進に関する専門性の高い指導者（たとえば、年齢、体力、疾患等に合わせた安全かつ効果的な個々への運動指導ができる健康運動指導士*10等）との連携を図ります。

2-6 ライフステージに合わせた情報発信

市民がスポーツに親しむきっかけとなるスポーツに関する情報を、対象となる多様なライフステージに合わせて、広報やホームページを含め、インターネットの利用ができない人にも、わかりやすく発信していきます。

対象者に合わせて多様なメディアの活用	多様なライフステージを有している市民のニーズに合わせて、スポーツ機会を創出する有益な情報を提供するために、様々なメディアを活用して効率的な情報発信を図ります。
---------------------------	---

*9 人間の一生における幼少期・青春期・青年期・壮年期・高齢期等のそれぞれの時期（段階）のこと。

*10 保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者。

3. 競技スポーツの充実＜目標指標と施策内容＞

宮古島市体育協会や・連盟などスポーツ関連団体等と協力し、各競技の底辺拡大と競技力を向上させ、全国や県大会レベルで活躍できるアスリートを育成できる環境を目指します。

目標指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
市内在住市民の全国大会への出場者数	個人競技 8名 団体競技 2団体	個人競技 16名 団体競技 4団体
資格を有している指導者の割合	31.5%	60%

3-1 競技者の発掘

市体育協会、高体連、中体連等関係機関及び地域と連携し、市民が様々な競技にふれあう機会を提供し、競技人口の拡大につなげ、優れた素質を有するアスリートの発掘を図ります。

競技人口の拡大	競技力の底上げのために、各種競技交流大会等を計画的に開催することで、競技人口拡大の取り組みに努めます。
ジュニア選手の発掘	市域全体の小学生を対象に競技会等を実施して、有望なジュニアアスリートの発掘を図ります。
トップアスリート*11 とのスポーツ交流の推進	子どもたちにスポーツへの興味やあこがれを抱かせることが、競技への参加につながることから、プロスポーツ等の観戦の機会、さらにプロスポーツ選手やアマチュアのトップアスリートとの交流の機会の充実に努めます。

3-2 競技者の育成・強化

優れた素質を有する競技者は、市体育協会、高体連、中体連等関係機関及び地域が連携し、個々の特性や各年齢期における発達の特徴に応じた適切な指導者による育成・強化を行います。

ジュニア選手の強化・育成	潜在能力があるジュニア選手が全国・広域レベルまで活躍できるよう、市内の種目別競技団体が行う計画的指導が行えるように支援します。
全国・広域レベルの大会への参加支援	助成金の交付等で全国・広域レベルの大会への参加を支援します。本市を代表して活躍する選手の意欲を高めるよう、対象となる大会等の交付基準を見直すとともに、市民への周知を図り、より効果的な制度とします。
専門指導による講習会及び実技指導の推進	専門のスポーツの指導者を確保するとともに、指導者の資質向上を目指し、地域のスポーツ団体の要請に応じて専門指導者の活用を図ります。
一流の競技スポーツにふれる機会の充実	子どもたちにスポーツへの興味やあこがれを抱かせ、競技力の向上につながることから、市体育協会や各競技団体等と連携しながら、プロスポーツ選手やアマチュアのトップアスリート・指導者等との交流の機会の充実に努めます。

*11 アスリートとは、英語で「競技者」という意味で、いわゆるスポーツ選手のことで、その中で一流と認められるものをトップアスリートと呼ぶ。

*12 (公財) 日本体育協会の加盟団体で、昭和37年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設された青少年スポーツ団体。



3-3 競技スポーツを支える人材・体制の育成

市民のスポーツ競技力を向上させるために、市体育協会をはじめとする各競技団体や高体連及び中体連等との連携により競技力向上推進体制の強化を図ります。また、高度な専門性を有した資質の高い指導者の確保、育成を図ります。

地域における循環型の指導者育成スタイルの確立	体育協会等と連携し、指導者の資質向上を図るとともに、優秀選手が将来、指導者となって、その豊かな経験や知識を還元する循環型指導者育成スタイルを確立します。
競技指導者の育成支援	市体育協会などの関係団体と連携し、スポーツ指導者を対象にした講習会等を開催するとともに、県及び各競技団体等が開催する講習会等への参加を促進するなど、高い専門的知識と指導力を持つ有資格指導者の育成・確保を図ります。
競技力向上推進体制の強化	優れた素質を有するジュニアアスリートの発掘・育成・強化に向けて、県体育協会をはじめとする各競技団体や高体連及び中体連等とのより一層の連携を促します。また、成年種別の強化・充実のため、県内大学と連携し、競技力向上推進体制の強化を図ります。
各スポーツ競技団体の支援	競技力の向上と競技人口の拡大を図るため、市体育協会や各競技団体、中学校・高等学校体育連盟、スポーツ少年団* ¹² の組織・機能の充実を図ります。また、各スポーツ団体と連携し、各種目別に開催している市スポーツ大会等の充実を図りながら、全国大会、国際大会に多くの競技者を派遣できるよう、スポーツ競技力の強化に向けた各種事業への支援を図ります。

3-4 スポーツ医科学の活用

体育協会、高体連及び中体連等関係機関や医療機関等が連携して、スポーツ医科学の観点からのサポート等を行うことにより、競技力の向上を支援します。また、スポーツ医科学を活用したトレーニング設備等を備えた施設の整備を推進します。

スポーツ医科学サポートの活用	スポーツドクター、管理栄養士、トレーナー等、スポーツ医・科学の専門家のサポートの活用を図ります。
スポーツ医科学を活用したトレーニング設備等の整備	トップアスリートの育成のために、スポーツ医科学を活用したトレーニング設備等を備えた施設の整備を図ります。



4. スポーツを活用した地域活性化＜目標指標と施策内容＞

年間を通して温暖な気候や豊かな自然環境、充実したスポーツ施設など本市の特性を活かし、スポーツイベントの誘致やトップアスリートと市民の交流等のスポーツを活用した地域活性化ができる環境を目指します。

目標指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
スポーツキャンプ・合宿の誘致数	30団体	45団体
市内スポーツイベントの参加者数	7,816人	8,600人

4-1 スポーツイベントやキャンプの誘致

スポーツアイランドの実現に向けて、本市の特性である年間を通して温暖な気候や充実したスポーツ施設などを活かし、スポーツイベントの開催や各種スポーツチームのキャンプ誘致活動を推進します。

合宿やキャンプの誘致	温暖な気候や美しい自然・景観、充実したスポーツ施設などを活かし、スポーツ合宿等の誘致を図ります。
大規模な大会やイベントの誘致	温暖な気候や美しい海、充実したスポーツ施設など活かし、関係団体と連携しながらスポーツイベントや大会の誘致を図ります。
地域の特徴や資源を活用した大会やイベントの誘致	マリンスポーツの普及・発展とツーリズムの推進のためには、各団体が地域で開催しているイベントを把握し、各イベントのPR活動への支援をするとともに、新たなマリンスポーツイベントの誘致を図ります。
スポーツと連動した観光振興による市内経済の活性化	国内外におけるスポーツツーリズムの高まりなどの動向を踏まえ、試合観戦や体験などを組み入れたツアーの企画などにより、本市のイメージ向上及び地域消費拡大を通じた市内経済の活性化を図ります。

4-2 スポーツツーリズム^{*13}の受け入れ施設の整備

スポーツツーリズムの受け入れるスポーツ種目の特性に合わせ、必要なスポーツ施設の維持管理や施設の充実を推進します。

大会等のスポーツコンベンション^{*14}施設の整備	受け入れるスポーツイベントや大会などのスポーツコンベンションに合わせて、必要なスポーツ施設の整備を図ります。
スポーツ合宿や交流ができる施設の整備	市民のスポーツ環境改善及びスポーツツーリズムの受け入れ促進のために、スポーツ合宿や交流ができるスポーツ施設の整備を行います。また、雨天時でも軽スポーツやイベントが楽しめる施設の整備を行います。
施設の維持管理	受け入れるスポーツイベントや大会などのスポーツコンベンションに合わせて、必要なスポーツ施設の維持・管理を図ります。

*13 スポーツイベントへの参加・観戦、スポーツ関連施設の訪問等を目的とした滞在型の余暇活動。

*14 「する」「みる」「支える」スポーツを通し、他の地域からヒト・モノ・情報の交流をもたらす大会やイベント。

*15 スポーツコミッションとは、スポーツを重要産業と捉え、スポーツに特化して都市マーケティングを担う専門組織。



4-3 スポーツツーリズムの受け入れるための人材・体制の整備

スポーツツーリズムの振興を通じた観光産業の拡大化を図るために、県のスポーツコミッション*15との連携等、スポーツツーリズムの受け入れ体制を整備します。また、スポーツツーリズムに関する専門的知識と能力を有する人材の育成を図ります。

スポーツツーリズムの受け入れ体制の構築	県のスポーツコミッションとのスムーズな連携を図るために、市内の関連組織との連携を図ることができるスポーツツーリズムの受け入れ体制を構築します。
スポーツツーリズム推進のための多様な人材確保・育成	スポーツツーリズムの振興を通じた観光産業の拡大化を図るために、スポーツツーリズムの企画・運営・宣伝等ができる人材やスポーツ観光によるまちづくりに関する専門的知識とコーディネート能力を有する人材の育成を支援します。また、島内一体となってスポーツアイランドを推進していくために、積極的にスポーツボランティアの育成や活用を図ります。
スポーツイベントの運営組織の構築	スポーツアイランドの施策の充実を目指し、観光産業への波及効果のために、トライアスロン、ツール・ド、エコマラソン、100 kmワイドマラソン等のスポーツイベントの効率的な運営を図ります。

4-4 トップアスリートと地域の交流の促進

スポーツキャンプ・合宿等で来島したアスリートやその指導者との交流を図ることで、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、高度な技術力や戦術、指導方法などを競技者や指導者の育成強化に生かし、市内スポーツ振興につなげ、地域活性化を図ります。

トップアスリートによるスポーツ教室等の交流の促進	一流の競技者とのふれあいは市民のスポーツに対する興味やあこがれを抱かせ、競技人口の拡大や競技力の向上にもつながります。このことから、プロスポーツ等の観戦の機会、さらにプロスポーツ選手やアマチュアアスリートとの交流の機会の充実に努めます。
トップアスリートや高度指導者による指導者講習会等の促進	スポーツ技術を極めたトップアスリートから指導方法の助言や指導を受け、技術の向上や取り組む姿勢等を学ぶため機会の創出に努めます。

4-5 市内外に向けたスポーツツーリズムに関する情報発信

スポーツイベントの誘客を図るために、市内外に向けた本市のスポーツ環境やスポーツイベント等に関する情報発信を行います。また、「スポーツアイランド宮古島市」の認知度の向上のために、観光関連団体等との連携による積極的な広報活動を推進します。

スポーツイベントの情報発信	多くのスポーツを目的とした観光客の増加につなげるため、一般・アマチュア向けのスポーツ大会やトップアスリートによる大会などの情報を市外にも随時発信します。
----------------------	--

5. 住民が参画・運営するスポーツ環境の整備<目標指標と施策内容>

地域のニーズに合った地域スポーツ活動を促進し、市民が気軽にスポーツに親しむ機会を拡大するために、市民が参画・運営するスポーツ環境を目指します。

目標指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
市内の総合型クラブ数 (「多世代」、「多種目」、 「多志向」を満たしている)	1クラブ	5クラブ
市内の総合型クラブが主催 するスポーツ教室やイベント への参加人数	2,209人/年	10,000人/年

5-1 総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ実施率の向上をはじめ、スポーツ指導者の活躍の場の増大、地域のコミュニティ再生にも寄与するなど、その役割に大きな期待が寄せられていることから、地域に根ざしたクラブとして未永く発展していくことができるよう、育成・支援の方策の検討、新たなクラブ創設への積極的な支援等を図ります。

設立準備会の発足支援

総合型クラブ設立の準備段階として、地域で核となる関係団体に対して、総合型クラブの概要・理念・運営方法等の指導・助言・育成の支援を行います。

総合型クラブの設立支援

新たな総合型クラブの設立を促進していくため、「沖縄県広域スポーツセンター」との連携により、総合型クラブの概要・理念等の周知を図ります。

総合型クラブの運営財源の確保の支援

総合型クラブの自主的・自立的な運営、持続的な活動のためには、クラブの活動に見合った財源を確保することが必要であり、自己財源率を高めていくための支援を行います。また、法人格の取得支援を行います。

総合型クラブの自立的な運営を支える人材の育成

総合型クラブを円滑に運営するために、経営能力を有する専門的な人材であるクラブマネジャー*16等の人材の育成を支援します。

5-2 スポーツ施設の管理・運営

公共スポーツ施設の利便性の向上やサービスの向上のために、利用競技及び利用者のニーズに合わせた質の高い施設の管理・運営を図ります。また、市民や体育関連団体等と連携し、よりよい施設の管理・運営方法について検討を行います。

利用者のニーズに応じた管理運営

利用者が快適にスポーツを楽しめるよう、利用者のニーズに応じた適切な施設の管理運営に努めるとともに、更なる利用者の利便性やサービスの向上を図ります。

市民との協働による施設の維持管理の検討

よりよい施設の管理・運営を目指し、指定管理者制度*17の活用に向けた検討を行います。

施設利用者による美化活動の推進

競技者やサークル等による練習や、大会前に施設周辺を清掃・美化する活動の促進を図ります。

公共施設利用予約システムの導入

利用者カードの有効期限化や登録要件の厳格化、抽選時における市民優先などを順次導入し、公共スポーツ施設における利用予約の適正化を図ります。

5-3 地域人材の育成・活用

スポーツ指導や健康づくりに関する資格、熱意及び能力を有している地域住民を、スポーツ推進委員*18及び健康づくり推進員*19として活用を図ります。また、質向上のために研修の充実を図ります。

スポーツ推進委員の確保と育成

研修会や講習会を開催し、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。有資格のスポーツ指導者等を公共スポーツ施設等で活用するとともに、指導者の資格取得への支援や研修の充実を図るなど、地域のニーズに即した人材確保、活用方策を検討します。

健康づくり推進員の資質向上

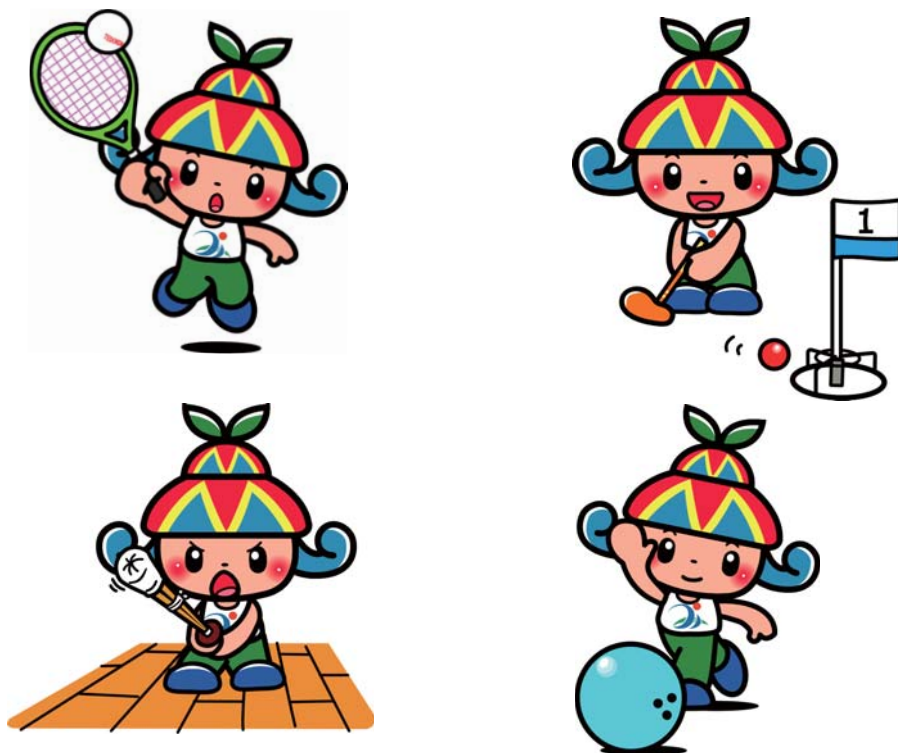
地域住民が運動を継続して実施するために、体操やウォーキングなどの普及に取り組む、地域密着型の健康づくり推進員を養成します。

5-4 地域人材を活用するための情報発信

地域人材を活用した総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ活動に対し、市民への周知及び参加促進を図ります。

総合型クラブの認知度の向上

総合型クラブの認知度を高め、参加促進を図るため、市ホームページや広報誌等で市内の総合型地域スポーツクラブの設置目的や活動内容の紹介を行うなど、各種情報媒体を用いて市民への周知を図ります。また、各種大会やイベント等において、クラブが自らの活動をPRすることができるような場・機会の提供に努めます。



- *16 クラブマネージャーとは、事業体としての総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理（マネジメント）を行う立場にある人。クラブの財務状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者など、クラブ全体について把握している人。
- *17 公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
- *18 各市町村には、スポーツ基本法によって規定された「スポーツ推進委員」が配置されており、各地域におけるスポーツ施策の推進の中心的な役割を担っている。
- *19 市民一人ひとりが生涯にわたって、いきいきと生活できることを目指すための、行政と地域・住民とのパイプ役。健康診断の受診のよびかけや、健康づくり教室の企画などを行う。

進行管理体制とPDCAサイクルの流れ

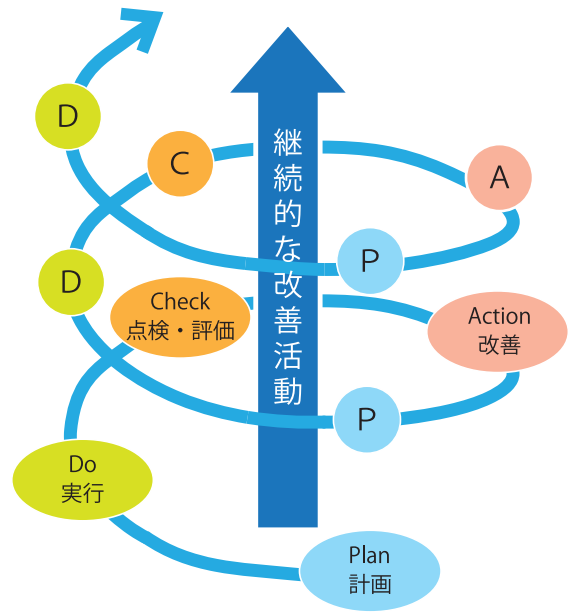
本計画の取り組みを計画的かつ継続的に推進していくためには、進行状況を常に把握し、必要に応じて計画の内容を改善していくことが必要です。

そのため、「PDCAサイクル」と呼ばれる「計画 (PLAN)」→「実施・実行 (DO)」→「点検・評価 (CHECK)」→「改善 (ACTION)」の流れを定着させることで継続的な取り組み・改善活動を推進します。

PDCA サイクルを確立させる体制として、取り組みを推進する「担当課」以外に、「スポーツ推進協議会 (仮称)」を設置します。

「担当課」は、本計画の施策の取り組み主体として、取り組み状況を自己評価します。

「スポーツ推進協議会 (仮称)」は、計画策定組織及び市民代表として各専門の方々で構成される外部評価委員会であり、担当課の自己評価結果を踏まえ、「市民の視点」、「専門家の視点」から評価、事業の改善に向けた審議・検討を行います。



Plan	過去の実績を踏まえた計画を立てる
Do	計画にしたがって実行するとともに、パフォーマンスも測定する
Check	実行状況が計画通りに進んでいるかをレビューする
Action	計画から逸れているようであれば改善処置 (原因の特定) を施す

進行管理体制

担当課連絡会議(仮称)

- 本計画の施策の取り組み主体。
- 取り組み状況について自己評価を行う。
- 取り組みを推進する担当課から構成する。

スポーツ推進協議会(仮称)

- 庁内の自己評価結果を踏まえ、「市民の視点」、「専門家の視点」から第三者評価、事業の改善に向けた審議・検討を行う。
- 構成員は、スポーツ推進計画策定会議委員および各専門家（福祉、観光など）とする。

【発行】



平成27年7月

宮古島市
 宮古島市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課
 〒906-0007
 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根676番地 (宮古島市総合体育館内)
 TEL : 0980-73-4469